

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部(局)・課 農林水産部 生産者支援課

法令名	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	法令番号	平成14年法律第88号		
手続名	狩猟者登録の抹消	根拠条項	第63条		
処分基準	<p>【狩猟者登録を抹消しなければならない場合】</p> <p>(鳥獣保護法第63条) 狩猟者登録を受けた者が、次のいずれかに該当するに至った場合</p> <p>狩猟免許が取り消されたとき</p> <p>狩猟免許の効力が停止されたとき</p> <p>狩猟免許が失効したとき</p> <p>鳥獣保護法第64条の規定により登録が取り消されたとき</p>				
	対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関 生産者支援課	交付機関 生産者支援課	目次